平成31年度

東港中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ るおそれがある。

本校では、生徒が自らの手でいじめをなくしていこうと、生徒会を中心に、いじめ撲滅への取り組みを進めている。しかし、多くの生徒は「いじめは許されないことである」ことは頭では理解しているものの、普段の生活では、配慮に欠けた言動をする者が少なくなく、一朝一夕にいじめはなくならない現状がある。

そこで、上記の実態を踏まえたうえで、本市学校努力目標である「なかまと学び 夢を創る」 の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- 子ども応援委員会との連携を図り、全ての生徒とともに、いじめ撲滅に向けて、全校 一丸となっていじめの問題に取り組む。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ・問題行動等防止対策委員会」を中心として 教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的 に対応する。
- ・ 「いじめ・問題行動等防止対策委員会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、 生徒指導主事、教育相談部長、養護教諭、当該生徒の担任、部活動顧問、スクールカウンセ ラー(SC)、および「子ども応援委員会」のスクールカウンセラー(SC)、スクールソー シャルワーカー(SSW)、スクールアドバイザー(SA)、スクールポリス(SP)、子ど も応援委員会コーディネーター等とする。
- ・ 「いじめ・問題行動等防止対策委員会」は、原則毎月一回開催する。
- ・ 「いじめ・問題行動等防止対策委員会」を補完する場として、以下の部会を毎週一回開催し、情報交換や対策検討を行う。
- ○「教育相談部会」

構成員:校長、教頭、教務主任、教育相談部長、学年生徒指導担当、

養護教諭、SC、SSW

○「生徒指導部会」

構成員:校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、

〇「主任会」

SA, SP

構成員:校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任

3 教職員一人一人の心構え

- 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのない よう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 生徒とふれあう時間(放課・昼食・清掃・授業後などの時間)をできる限り多く取る。
- 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにし たりしない。
- ・ いじめ (特に、暴力を伴わないいじめ) は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を 最優先させる。

4 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体 的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれること なく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 生徒一人一人に目標をもたせ、何事にも前向きに取り組む姿勢を身に付けさせることにより、目の前にある障害を乗り越えることができる強さを身に付けさせる。

(1) 道徳教育·人権教育

- ・ 「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相 手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」 「うざい」「きもい」などの人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- ・ 学年全体が同じ時間に同じ題材を扱う「道徳一斉授業」を継続的に実施し、道徳教育の 充実を図る。

(2) 集団づくり

- ・ 「職場体験学習」「校外学習」など、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の 生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気 付く学ぶ機会を設定する。
- ・ 生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むため に、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、 共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取組において、「いじめ撲滅運動」「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。特に、「いじめ撲滅運動」については、校内だけでなく、地域の各種行事に参加し、生徒会の取組を地域に発信する。

5 早期発見の取り組み

いじめの早期発見のため、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、生活ノートの点検などを計画的に行い、日常の児童生徒の様子を把握する。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動や思考の特徴を よく理解するようにし、いじめの兆候や生徒が示すサインを見逃さないようにする。
- (2) 「学校生活アンケート (ハイパー QU 等)」
 - ・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定 着具合」を基に、生徒個々への対応、また学級集団づくりに活用する。
- (3) 定期的な無記名式のアンケート調査
 - ・ 「無記名式アンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめ がどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取り組みの評価改善につなげる。
- (4) 緊急的な記名式のアンケート調査
 - ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式で アンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という教職員の姿勢決意を示す。他の生徒のいじめに ついて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元 は絶対に明かさないと伝えておく。
- (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、教育相談週間を 7月と11月に設ける。
- 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡 するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば、速やかに学校に連絡し ていただくよう、「PTA総会」「学年・学級懇談会」等で依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」「学校評議員会」「学区連絡 協議会定例会」等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入 るよう依頼しておく。
- (7) 「子ども応援委員会」との連携
 - ・ SC、SSW、SA、SPそれぞれの特徴を生かし、生徒との相談・様子等から、生徒 について気になることがあれば、速やかに連携し、対応にあたる。
- (8) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布
 - 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
 - 生徒手帳に入れておくなど、常時、いつでも見ることができるよう指導する。

6 いじめに対する措置(重大事態・警察との連携を含む)

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

- (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応
 - ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した 場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
 - ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、 ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりを持つ ようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ・問題 行動等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
 - ・ 「いじめ・問題行動等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・ 以下のような「重大事態」については、 速やかに教育委員会に報告し連携を図りながら 対応に当たる。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - 「生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」
 - 状況に応じて、港警察署、法務局、西部児童相談所など、関係機関との連携を図る。
- (2) いじめられた生徒又はその保護者への支援
 - ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
 - ・ 上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合 には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援す る。

その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。

- 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問により、その日のうちに事実関係を伝える。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りにふれ必要な 支援を行う。
- (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
 - いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する 継続的な助言を行う。
 - いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、 「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察と の連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう な集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や港警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに港警察署 に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 港警察署に依頼し「サイバー犯罪防止教室」を実施する。また、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目にふれにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折にふれて依頼する。

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会コーディネーターが中心となって、子ども応援委員会との 連携を図り、問題の解決に努める。ハイパーQUの結果の分析、特に配慮を要する生徒のピッ クアップとともに、該当生徒の見守りに努める。

8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果をホームページ等で公表する。

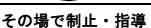
いじめが発生した場合の対応の流れ

直接目撃した

(暴力行為・からかい・「死ね」等の言葉など)

通報・相談を受けた

(保護者・他の生徒・保護者などから)



軽視・見て見ぬふりをしない



軽視・後回しにしない



「いじめ・問題行動等防止対策委員会」へ事実を迅速・正確に報告 校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・教育相談部長・養護教諭など

大

事

態

◆情報の共有

(ハイパー QU の結果の確認)

- ◆対応策の検討・協議・決定 □
- ◆関係生徒への事情聴取
- ◆いじめの有無の確認

いじめの認知・判断

→ 病院搬送等応急処置◇教育委員会への一報◆ 子ども応援委員との連携

- (子ども応援委員会コーディネーター)
- ◇警察・法務局等への 相談・通報(校長・教頭・ SP・SSW)
- ◇緊急アンケートの実施 (教務主任・生徒指導主事)



- ◇教育委員会への一報
- ◇委託業者へ相談 (校長・教頭)

◆被害生徒・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問

(担任・学年主任・教務主任・SA)

◆被害生徒の安全確保・心のケア

(担任・教育相談部長・養護教諭・スクールカウンセラー・SC)

◆加害生徒への指導・別室指導等の措置

(学年主任・生徒指導主事・SA・SSW・SP)

- ◆傍観者等への指導(学年主任・生徒指導主事・担任)
- ◆謝罪等の場の設定(教頭・学年主任・担任・SA)
- ◆客観的な事実(聞き取りの内容等)を時系列で正確に記録

(担任・生徒指導主事・教務主任)



一定の解消



継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取り組み

年間を見通した、いじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	研修及び 授業力向上の取組
4	職員会議 (年間計画) 生徒指導 情報交換会 いじめ対策委①	制服セミナー いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	あったかハート配付 学級懇談会 PTA総会	生徒指導及びいじめ防 止に向けた研修 (前年度の hyper-QU の結果の引き継ぎ)
5	いじめ対策委② 学校評議員会①	自殺予防教育授業① (パンフレットチェック) サイバー犯罪防止教室 いじめ撲滅運動の提案 (生徒会) 道徳一斉授業 修学旅行 校外学習 環境学習	PTA学級委員会	
6	いじめ対策委③	自殺予防教育授業② (ストレスマネジメント) いじめ撲滅運動経過報告 (生徒会)	第1回 hyper-QU 実施家庭訪問	授業実践(公開授業)授業研究(技術)
7	いじめ・問題行 動等防止対策連 絡会議① いじめ対策委④	自殺予防教育授業③ (ストレスマネジメント) お年寄りとの交流会 いじめ撲滅運動経過報告 (生徒会)	教育相談 第1回 hyper-QU 返却 いじめアンケート① PTAパトロール①	
8	事例検討会		PTAパトロール②	
9	いじめ対策委⑤	稲武野外学習 いじめ撲滅運動結果報告 (生徒会)		授業実践 (公開授業)

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	研修及び 授業力向上の取組
10	いじめ対策委⑥	体育大会 いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会) 自殺予防教育授業④ (パンフレットチェック)	いじめアンケート② 第2回 hyper-QU 実施	
11	いじめ対策委⑦	合唱コンクール 思春期セミナー いじめ撲滅運動提案 (生徒会) INGキャンペーン	教育相談 第 2 回 hyper-QU 返却 P T A学級委員会	授業実践(公開授業)
12	いじめ対策委⑧	いじめ撲滅運動経過報告 (生徒会)	三者懇談 PTAパトロール③	人権教育に関する研修
1	いじめ対策委⑨	自殺予防教育授業⑤ (パンフレットチェック) いじめ撲滅運動経過報告 (生徒会) 職場体験学習 市内分散学習	いじめアンケート③	授業実践(公開授業)
2	いじめ・問題行 動等等防止対策 連絡会議② 年度末反省会 学校評議員会② いじめ対策委⑩	いじめ撲滅運動経過報告 (生徒会) 3年生を送る会 学校表彰	PTA学級委員会	
3	いじめ対策委⑪	いじめ撲滅運動結果報告 (生徒会)	PTAパトロール④ hyper-QU 等小中情 報交換	

平成26年度

名古屋市立東港中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ るおそれがある。

本校では、生徒が自らの手でいじめをなくしていこうと、生徒会を中心に、いじめ撲滅への取り組みを進めている。しかし、多くの生徒は「いじめは許されないことである」ことは頭では理解しているものの、普段の生活では、配慮に欠けた言動をする者が少なくなく、一朝一夕にいじめはなくならない現状がある。

そこで、上記の実態を踏まえたうえで、本市学校努力目標である「広がる笑顔、輝く瞳」の 実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ほす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- 子ども応援委員会との連携を図り、全ての生徒とともに、いじめ撲滅に向けて、全校 一丸となっていじめの問題に取り組む。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密 な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的 に対応する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒 指導主事、教育相談部長、養護教諭、及び「なごや子ども応援委員会」のスクールカウンセ ラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールアドバイザー(SA)、ス クールポリス(SP)とする。
- 「いじめ等対策委員会」は、原則毎月一回開催する。
- 「いじめ等対策委員会」を補完する場として、以下の部会を毎週一回開催し、情報交換や 対策検討を行う。
 - ○「教育相談部会」

構成員:校長、教頭、主幹教諭、教務主任、教育相談部長、学年生徒指導担当、 養護教諭、SC、SSW

○「生徒指導部会」

構成員:校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、SA、SP

○「主任会」

構成員:校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのない よう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 生徒とふれあう時間(放課・昼食・清掃・授業後などの時間)をできる限り多く取る。
- 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにし たりしない。
- ・ いじめ (特に、暴力を伴わないいじめ) は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を 最優先させる。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体 的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれること なく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 生徒一人一人に目標をもたせ、何事にも前向きに取り組む姿勢を身に付けさせることにより、目の前にある障害を乗り越えることができる強さを身に付けさせる。

(1) 道徳教育・人権教育

- ・ 「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相 手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」 「うざい」「きもい」などの人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- ・ 学年全体が同じ時間に同じ題材を扱う「道徳一斉授業」を継続的に実施し、道徳教育の 充実を図る。

(2) 集団づくり

- ・ 「職場体験学習」「校外学習」など、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の 生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気 付く学ぶ機会を設定する。
- ・ 生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むため に、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、 共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取組において、「いじめ撲滅運動」「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。特に、「いじめ撲滅運動」については、校内だけでなく、地域の各種行事に参加し、生徒会の取組を地域に発信する。

5 早期発見の取り組み

いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日常の児童生徒の様子を把握する。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動や思考の特徴を よく理解するようにし、いじめの兆候や生徒が示すサインを見逃さないようにする。
- (2) 「学校生活アンケート」
 - ・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定 着具合」を基に、生徒個々への対応、また学級集団づくりに活用する。
- (3) 定期的な無記名式のアンケート調査
 - ・ 「無記名式アンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめ がどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価改善につなげる。
- (4) 緊急的な記名式のアンケート調査
 - ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式で アンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という教職員の姿勢決意を示す。他の生徒のいじめに ついて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元 は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、教育相談週間を 7月と11月に設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡 するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば、速やかに学校に連絡し ていただくよう、「PTA総会」「学年・学級懇談会」等で依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」「学区連絡協議会定例会」「学 校評議員会」等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入る よう依頼しておく。
- (7) 「なごや子ども応援委員会」との連携
 - SC、SSW、SA、SPそれぞれの特徴を生かし、生徒の相談、いじめ等対策委員会」 に参加し
- (8) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布
 - ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
 - 生徒手帳に入れておくなど、常時、いつでも見ることができるよう指導する。

6 授業力向上の取り組み

- ・ 「わかる授業」「一人一人が参加し活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力 向上に努める。
- ・ 「努力点推進授業実践」などの公開援業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

7 いじめに対する措置(重大事態・警察との連携を含む)

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応
 - ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した 場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
 - ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、 ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりを持つ ようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策 委員会」に報告し、情報を共有する。
 - ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、 いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・ 以下のような「重大事態」については、 速やかに教育委員会に報告し連携を図りながら 対応に当たる。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・ 状況に応じて、港警察署、法務局、西部児童相談所など、関係機関との連携を図る
- (2) いじめられた生徒又はその保護者への支援
 - 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
 - ・ 上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合 には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援す る。

その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。

- 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問により、その日のうちに事実関係を伝える。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な 支援を行う。
- (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
 - ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自ら の行為の責任を自覚させる。
 - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する

継続的な助言を行う。

- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全 な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、 「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察と の連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
 - ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう な集団づくりを進めていく。
- (5) ネット上のいじめへの対応
 - ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や港警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに港警察署 に通報し、適切に援助を求める。
 - ・ 港警察署に依頼し「サイバー犯罪防止教室」を実施する。また、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知する。
 - ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
 - ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

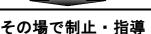
いじめが発生した場合の対応の流れ

直接目撃した

(暴力行為・からかい・「死ね」等の言葉など

通報・相談を受けた

(保護者・他の生徒・保護者などから)



軽視・見て見ぬふりをしない



軽視・後回しにしない

「いじめ対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

事

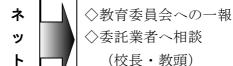
態

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・教育相談部長・養護教諭など

- ◆情報の共有
- ◆対応策の検討・協議・決定
- ・ ◆関係生徒への事情聴取
- ◆いじめの有無の確認

いじめの認知・判断

- 相談・通報(校長・教頭)
- ◇緊急アンケートの実施 (教務主任・生徒指導主事)





- ◆被害生徒・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問
 - (担任・学年主任・教務主任・主幹教諭)
- ◆被害生徒の安全確保・心のケア

(担任・教育相談部長・養護教諭・スクールカウンセラー)

- ◆加害生徒への指導・別室指導等の措置(学年主任・生徒指導主事・主幹教諭)
- ◆傍観者等への指導(学年主任・生徒指導主事)
- ◆謝罪等の場の設定(教頭・学年主任・担任)
- ◆客観的な事実(聞き取りの内容等)を時系列で正確に記録

(担任・生徒指導主事・教務主任・主幹教諭)



一定の解消



継続指導 经過観察

再発防止・未然防止の取り組み

年間を見通した、いじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	研修及び 授業力向上の取組
4	職員会議 (年間計画) 生徒指導 情報交換会 いじめ対策委①	制服セミナー いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	あったかハート配付 学級懇談会 PTA総会	生徒指導及びいじめ防止に向けた研修
5	いじめ対策委② 学校評議員会①	道徳一斉授業① サイバー犯罪防止教室 親と子の奉仕活動 稲武野外学習 いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	PTA委員総会 家庭訪問	
6	いじめ対策委③	道徳一斉授業② 修学旅行 1年校外学習 いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	学校生活アンケート	授業実践(公開授業)授業研究(道徳)
7	いじめ・問題行 動等対策委員会 ① いじめ対策委④	お年寄りとの交流会 いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	教育相談 いじめアンケート① PTAパトロール①	
8	事例検討会		PTAパトロール②	
9	いじめ対策委⑤	体育大会 いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)		授業実践 (公開授業)
10	いじめ対策委⑥	いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会) 合唱コンクール	いじめアンケート②	授業実践 (公開授業)

- 7 -

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	研修及び 授業力向上の取組
11	いじめ対策委⑦	思春期セミナー 道徳一斉授業③ いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	教育相談 PTA委員総会	授業研究(教科)
12	いじめ対策委⑧	道徳一斉授業④ いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	三者懇談 PTAパトロール③	授業実践 (公開授業) 人権教育に関する研 修
1	いじめ対策委⑨	いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	いじめアンケート③	授業実践(公開授業)
2	いじめ・問題行 動等対策委員会 ② 年度末反省会 学校評議員会② いじめ対策委⑩	職場体験学習 市内分散学習 道徳一斉授業⑤ いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	PTA委員総会	
3	いじめ対策委⑪	道徳一斉授業⑥ いじめ撲滅の呼び掛け (生徒会)	PTAパトロール④	